

研究費の不正防止計画

令和3年12月25日

統括管理責任者決定

一般社団法人日本産業保健法学会（以下「学会」という。）における研究費の不正使用の防止を実効あるものとするため、次の通り、不正防止計画を策定する。また、今後も必要に応じて計画の見直しを行い、本学会の実情に応じた不正防止対策を進めるものとする。

項目	不正発生の要因として注意すべき事項	不正防止計画
意識の向上	<ul style="list-style-type: none">・研究費が税金を原資とすることを常に意識しているか。・不正防止の基本方針、行動規範を十分に理解し遵守しているか。	<ul style="list-style-type: none">・基本方針、行動規範の周知を徹底する。・誓約書を毎年提出させる。
情報共有と意思決定の明確化	<ul style="list-style-type: none">・業務の分散実施により、情報共有や記録の管理が適切に実施できないことはないか。・意思決定や決裁が形骸化していないか。	<ul style="list-style-type: none">・業務フローやマニュアルを作成し、情報共有を確実に実施する。・判断のルールに従って、確実に実施する。
適正な謝金・賃金・給与の支出	<ul style="list-style-type: none">・事前の実施承認、事後の実施確認が確実に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・事前承認、事後確認を確実に実施する。・非常勤職員について勤務実績管理を確実に行う。
適正な旅費の支出	<ul style="list-style-type: none">・事前の実施承認、事後の実施確認が確実に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・事前承認、事後確認を確実に実施する。
適正な取引	<ul style="list-style-type: none">・発注者と取引業者の関係が過度に密接になっていないか。	<ul style="list-style-type: none">・取引の多い特定の業者については、複数の者で確認を行う。・取引業者から誓約書の提出を求める。
研究計画に沿った予算執行	<ul style="list-style-type: none">・年度末に執行が集中していないか。	<ul style="list-style-type: none">・執行計画の提出を求め、定期的に執行状況を確認する。
モニタリング	<ul style="list-style-type: none">・モニタリング体制が機能しているか。	<ul style="list-style-type: none">・定期的に監査を実施する。
相談・通報窓口の周知	<ul style="list-style-type: none">・関係者が相談・通報窓口の開設を認知し、利用可能になっているか。	<ul style="list-style-type: none">・相談・通報窓口を学会ウェブサイトで周知する。